

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。	
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。	－：対象外

第7章 議会改革

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
第16条 議会は、公正かつ透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の音声をホームページに掲載 ○タブレット端末導入 ○議会みらい創造特別委員会設置 		引き続き議会改革に取り組む。	B	無
<p>（議会のあり方検討会の設置）</p> 第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。	過去に設置した経緯はあるが、現状はあり方検討会は設置せず、特別委員会を設置	議会のあり方検討会は結論に対する効力がなく、議会改革には至らなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ○議会のあり方検討会での結論に実効性を担保する仕組みを検討していく。 ○結論に対する効力がある議会みらい創造特別委員会で検討していく。 	A	要検討